

# 平成 29 年 4 月から退職共済制度が改正されます !!!

今回の改正は、平成 26 年始めに、非常に希望者の少ない「年金方式による給付」と、次世代への負担の大きな「長期加入者の退職一時金」等、制度への課題提起を受けて、27 年度に退職共済制度の専門機関の分析【10 年史 P85～参照】を実施し、28 年度には専門家も含む制度検討委員会において、課題整理と制度検討を重ね、共済契約者や加入者等皆さんからの意見募集等をさせていただき、28 年 12 月の臨時の理事会、評議員会において、29 年 4 月に向けて退職共済制度の改正が承認されました。

## どうして改正が必要なのか？【改正の目的】

既加入者等の給付減額措置等をできるだけ避け、今後に向けて、次世代のための持続可能な退職共済制度の制度維持と、現加入者の今後の負担増加を防ぎ、少しでも軽減していくための改善の第一歩とするためです。

## 《退職共済制度を取り巻く現状》

- 本共済制度は、非営利法人の福祉施設等に働く従業員のための制度として、昭和 30 年に設立した財団法人の中心的事業として、構築されました。
- 退職共済積立金の運用については、昭和 48 年度から信託運用を開始。
  - 当時の運用環境は、例えば、昭和 50 年頃では、2 年国債が 9.5%、9 年国債が 8%。
  - 平成 10 年の給付率改正当時【退職一時金の給付率の予定利回りを年利 6% から年利 3%】では、2 年国債 0.5%、10 年国債 1.5%～1.8%、20 年国債で 2.0%～2.5%。
  - 平成 16 年 10 月改正には、給付率を 3% から現行の 2% に改正。
- 平成 28 年 10 月現在は、マイナスや低金利下で 2 年国債△2.5%、10 年国債△0.06%、20 年国債 0.38%。

- 本協会の運用は 27 年度決算ベースで 1.5% 程度の実現益確保。28 年度も短期運用を中心にリスクの少ない運用で 2.0% を目標に継続。
- 現状の給付率 2.0% を継続的に確保していくには非常に厳しく、退職者への一時金や年金方式の給付額の財源を確保するには、既加入者の掛金等の運用益等を持ち出す状況が続いています。

## 制度における課題

- 現状のまま、対策を講じなければ、給付率（現行年利 2%）の引き下げや掛金率の見直しも視野に入れざるを得ない状況が近づいています。
- 現在、年金方式の 20 年分割給付を選択している既受給者等は 65 名（待期者含）には、退職後も振込手数料等の管理費を含めると、当該年金受給者等の退職一時金を元本に年利 2.5% の運用が必要である。図 1 の事例のとおり、年金受給者には、年金総額約 698 万円に対して給付率の年利 2% で運用しても約 175 万円の不足が生じ、年金給付期間 20 年を含めて 50 年間、**現加入者の掛金運用益等を持ち出すことになる。**【図 1（今後 30 年加入の退職一時金と年金給付シミュレーション）】
- 本協会の制度は、加入年齢や加入期間も退職をしなれば制限がなく、高年齢で長期の加入者の退職一時金は、本人及び事業者の掛金を元金として、給付率 2% 等（6%、3% 含）が複利的計算されるために、平均で年利 3.0%～3.5% の資産運用が必要となる。図 2 の事例の通り、退職一時金約 997 万円で、給付率の年利 2% で運用しても約 172 万円の不足が生じ、次世代の現加入者の掛金運用益等を持ち出している。【図 2（これまでの加入 30 年の加入者掛金の資産運用・簡易シミュレーション）】

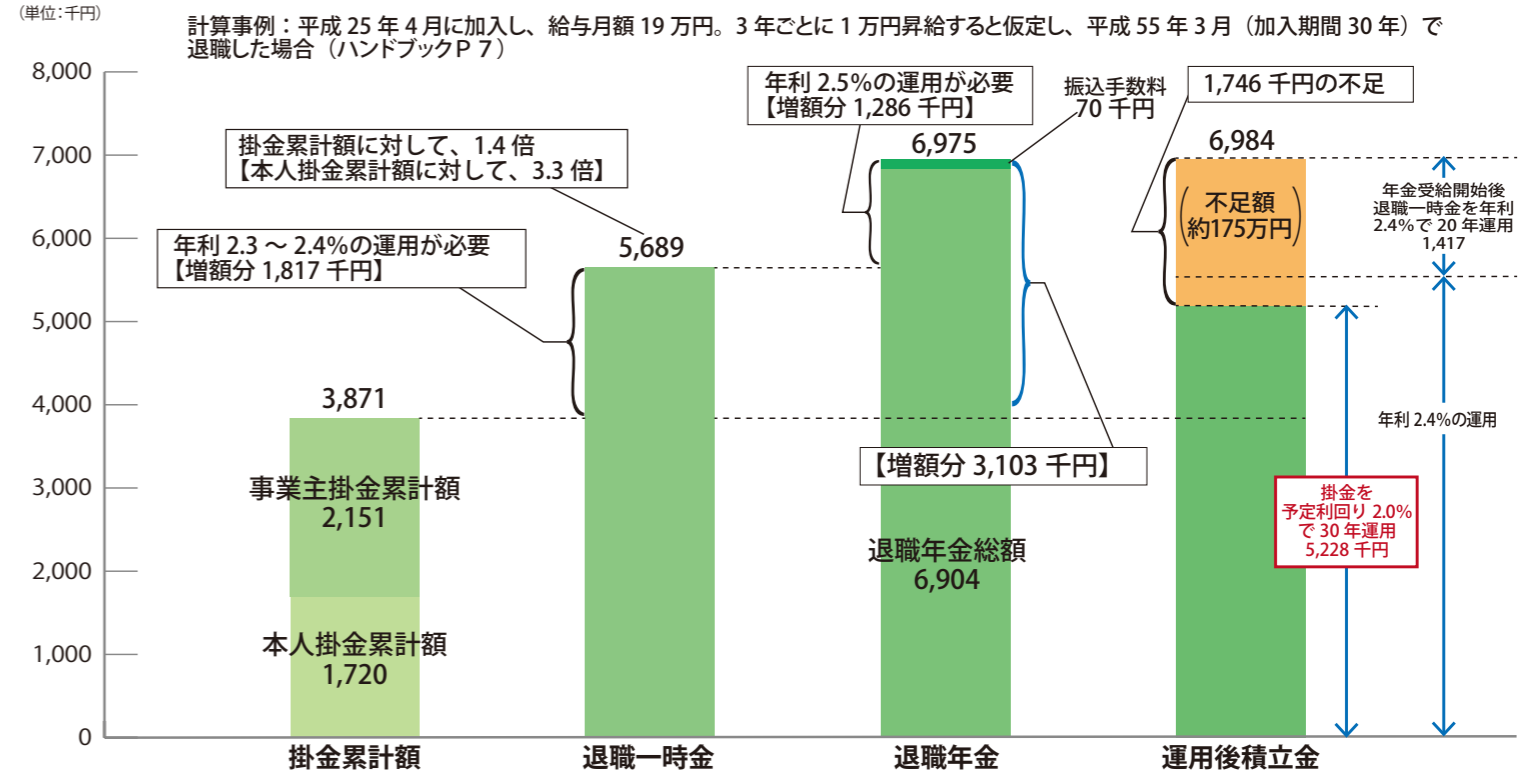
今後、長期加入者や年金受給者が増えると、現在、退職一時金だけの積立目標額（要支給額）では 15 億円不足、年金受給方式の継続を含めた積立目標額（責任準備金）では、30 億円の不足額となり、制度改善を講じていかないとこの不足額がますます増えていくことになり、既加入者の掛金である元金も維持できなくなります。【図 3（野村證券・年金研究所による 27 年度財政検証）】

## 持続可能な退職共済制度の維持を目指して

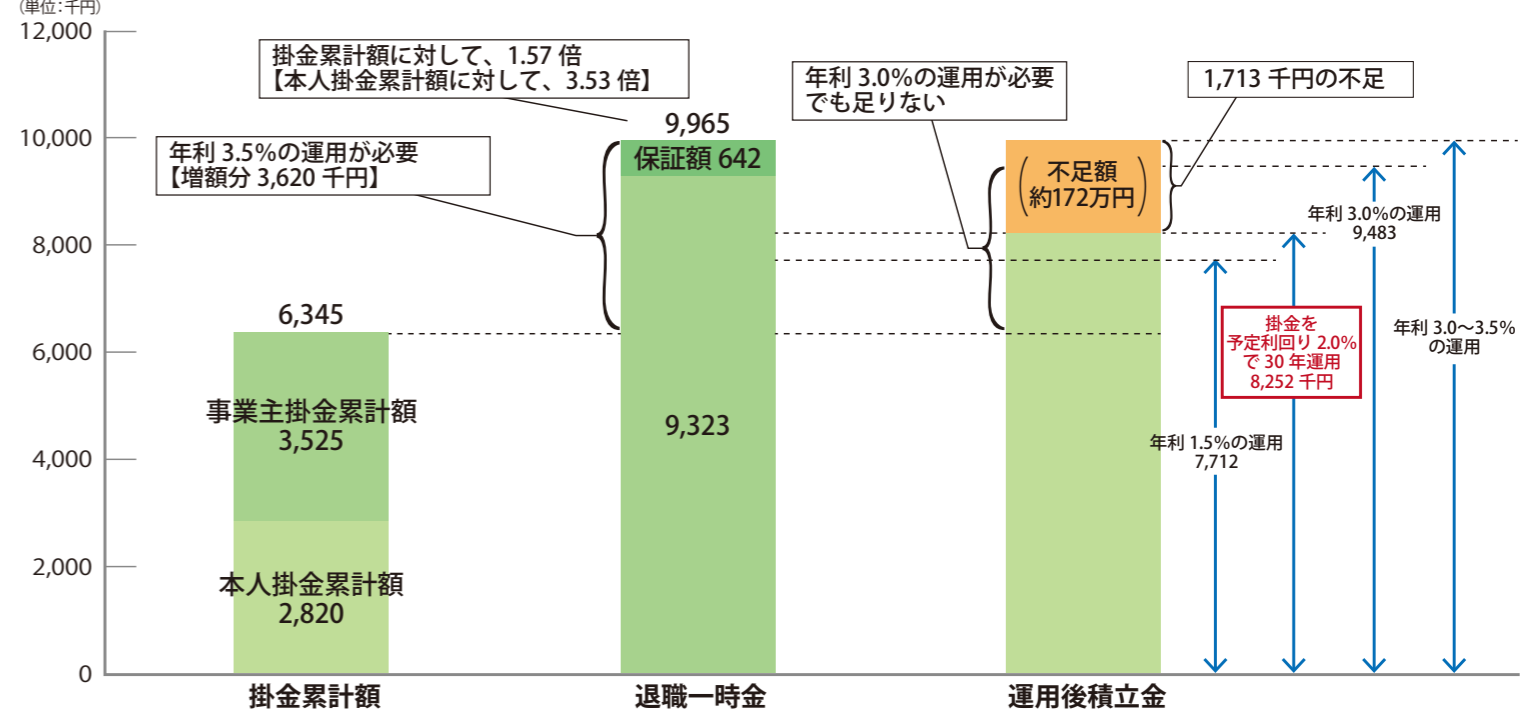
### 2つの主な制度改正の内容と効果

改正内容	改正による効果
<b>《退職年金方式による給付の廃止（退職一時金のみ）》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 29 年 4 月より、新規の年金方式による給付受付は廃止</li> <li>● 年金受給者は 29 年度受給をもって、残存年金受給分に対して残存選択一時金として計算して給付</li> <li>● 年金受給の待期者（60 歳以前に退職し 60 歳に達してない方）は、29 年 4 月時点で退職当時の退職一時金と待期年数に応じた加算金を計算して給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 退職者の年金受給の給付資金の確保にリスクの大きい年利 2.5% までの運用が不要となる。【図 1】</li> <li>● 結果として、現加入者の負担が軽減。</li> <li>● 積立目標額（責任準備金）の不足額が大きく圧縮される。【図 3】</li> </ul>
<b>《掛金停止年齢の設定（満 65 歳）》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入者が満 65 歳に達した年度の翌年度（4 月分）から掛金停止とし、退職時点で掛金停止後の待機年数に応じ、加算金を計算し、掛金停止時の退職一時金と合わせて給付</li> <li>● 既に 65 歳を超えている加入者については 30 年度（30 年 4 月分）より掛金を停止し、退職時点で、待機年数に応じ、加算金を計算し、掛金停止時の退職一時金と合わせて給付</li> <li>※ 65 歳に達した場合で、加入期間が 10 年未満の現加入者は、掛金停止の適用を保留する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高年齢かつ長期加入者の退職一時金の財源が次世代の現加入者の掛金等での資産運用が軽減される。【図 2】</li> <li>● 積立目標額（要支給額）の不足額の圧縮につながる。【図 3】</li> </ul>

## 図 1 今後 30 年加入の退職一時金と年金給付シミュレーション



## 図 2 これまで 30 年の加入者掛金の資産運用・簡易シミュレーション



## 図 3 財政検証結果～退職共済制度の財政状況 野村證券・年金研究所による 27 年度決算・財政検証結果《抜粋》【28.07.26】

